

# 共同研究開発における トラブル対策と契約書作成の実務

業務・責任分担、成果物の帰属、情報管理等のトラブル対応例、大学との契約における注意点、最新動向

- 日 時● 2019年7月25日(木) 10:00~16:30
- 会 場● 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)
- 講 師● 中田・松村法律事務所 弁護士・弁理士 松村 幸生 氏

【経 歴】 早稲田大学法学部卒業。平成5年弁護士登録。平成11年弁理士登録。民事商事事件の他、労働関係事件、国際的な損害保険(船舶・航空)事件、知的財産権事件などを専門的に手がける。  
【著作・論稿】 「労働と税務の法務基礎」(産能大学・共著)、「名誉毀損の法律相談」(青林書院・共著)、「最新営業秘密管理マニュアル&契約書作成の手引」(日本法令)等

## ◆ 開催にあたって

共同研究開発は自社R&Dを推進する強力な手段ですが、共同研究開発を円滑に進めるためには、発生しやすいトラブル処理について、予め双方の契約当事者が確認する必要があります。特に共同研究開発契約には「情報性」、「利害対立性」、「不確実・発展性」という性質があり、これらを踏まえて契約書を作成することが必要不可欠です。また、大学との共同研究開発においては、企業と大学の目的・成果の扱い等の違いにも注意を払わねばなりません。

そこで本セミナーでは、はじめに共同研究開発契約の法的性質やその構造など契約に関する基本を押えます。さらには、契約書の文例を用いた各種トラブルへの対策、契約書作成の具体的手法、「別紙」「別表」「覚書」による恒常的なフォローのポイントを分かりやすく解説します。最後に、最近の共同研究開発契約で生じている諸問題や法改正についても言及します。

《詳細は裏面をご覧ください》

### ●受講料●1名(税込み、昼食、資料代含む)

正会員	43,200円	本体価格 40,000円
一般	47,520円	本体価格 44,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)
- お申込み後(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 本申込書をFAXでお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会 担当: 福田  
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町MFPR 麹町ビル2F  
TEL 070-2804-8050(福田)・03-5215-3511(代表)  
E-mail fukuda@bri.or.jp/FAX 03-5215-0951

**申込方法** ホームページからのお申込みが便利です。 <https://www.bri.or.jp>

企業研究会セミナー

191366-0310(※)		2019.07.25	
申込書 共同研究開発におけるトラブル対策と契約書作成の実務			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	役職
Eメール			

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報は、セミナー申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメール(DM)の発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

\* DMの停止・登録情報変更は、専用ダイヤル【03-5215-3512】までご連絡ください。

# 共同研究開発におけるトラブル対策と契約書作成の実務

## ● プログラム ●

10:00

### 1. 共同研究開発契約の全体構造

- (1) 目的
- (2) 共同研究開発はどのような条項によって組み立てられているか
- (3) 契約の性質と固有の問題点

### 2. 共同研究開発契約の成立をめぐる問題

- (1) 契約はいつ成立するか
- (2) 研究開発の進捗と契約的対応の必要性

### 3. 業務・責任分担に関する問題 ～成果物と責任リスクの分担をどのように定めるか

- (1) 開発の目標と業務分担規定の実例とその実践的意味
- (2) 分担業務を第三者に対する場合の注意点とその規定
- (3) 成果開発義務の有無と程度はどのようなものか

### 4. 共同研究開発の成果物をめぐる諸問題

- (1) 成果物の種類と性質
- (2) 発明と著作  
    帰属についての法原則(職務発明と特許法改正)
- (3) 成果物の帰属はどのように定めるか
- (4) 誰が発明者であるかの認定とその基準
- (5) 成果物の出願についての取り決めはどうあるべきか
- (6) 成果物の運用をどのようにポイントで定めるか

12:00

昼食休憩

13:00

### 5. 大学との共同研究開発の注意点

- (1) 目的の相違とその影響
- (2) 費用負担についての注意点
- (3) 成果物についての帰属と取り決め
- (4) 不実施補償について
- (5) 学会公表と秘密保持
- (6) その他の問題点

### 6. 共同開発契約・委託研究契約の秘密情報の問題Ⅰ

- (1) 秘密保護のための法的ルールのアウトライン(不正競争防止法の全体構造)
- (2) 法律はどのような保護手段を用意しているか
- (3) 法律の保護を受けるための資格 ～判例とガイドラインから探る「秘密管理性」のレベル  
    どこまで情報管理努力をすべきか

### 7. 共同開発契約・委託研究契約の秘密情報の問題Ⅱ

- (1) 秘密保護のための契約書・誓約書
- (2) 共同開発契約の秘密保持契約と条項 ～秘密保持のためには、どのような条項が必要か  
    実際の秘密保護契約・誓約書の文例による実践的検討

### 8. 共同研究開発の中止と離脱

- (1) どのような場合に中止と離脱を認めるか(継続性とのバランス)
- (2) 中止と離脱の類型
- (3) 中止後の法律関係の処理をどのようにすべきか

16:30

### 9. 最近の判例とトラブル事例から考える共同研究開発契約

※講師とご同業の方は受講をお受けしかねる場合がございます。予めご了承ください。